

8 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第66号を発行させていただきます。

先月平成30年7月豪雨、台風12号において被災にあわれた方々に心よりお悔やみ申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。当事務所の夏季休暇は、8月11日(土)～16日(木)とさせていただきます。

今月は、和歌山県由良町にある戸津井鍾乳洞に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、戸津井鍾乳洞の入り口です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**領収書の取れない経費が多額に発生しているとき**について、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**小麦について考える その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 領収書の取れない経費が多額に発生している

とき について

今回も、業務活動をしている際に経費になるのかどうか判断に困る内容をピックアップ(Q&A形式)してご紹介させていただくことにします。

Q、当社の営業部では、営業費の名目で多額の領収書の取れない経費が発生しています。使途不明金または使途秘匿金として課税対象とはならないでしょうか。また改善すべき点は何でしょうか。

A、領収書がないことだけで、重課の対象となる使途秘匿金に該当することはありません。しかしながら、使途秘匿金等の取扱いを受けないためにも事務管理等を整備する必要はあるでしょう。



(写真は、戸津井鍾乳洞内の大亀岩です)

キーワード

・使途秘匿金

使途秘匿金とは、「法人がした金銭の支出（贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しを含む。[中略]）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由[中略]を当該法人の帳簿書類に記載していないもの」をいい、「資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたもの[中略]であることが明らかなものを除く」とされています。

使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税額の他に支出額の40%に相当する税額が課されます。また、これは欠損法人についても同様です。

判断のポイント

前記のキーワードに記載したように、重課の対象となる使途秘匿金の定義をみると領収書がないことは全く問題とはなりません。正しい相手方の氏名等を帳簿に記載していることが必要なのです。また、使途が明らかでないと使途不明金として課税対象となるケースもありますので、この点についても十分な留意が必要です。

さて、費用の性格上領収書をとらないことが通常であるもの等（電車代・出張先からの電話代・少額なタクシー代・チップ等）については、旅費精算書・接待伝票等の社内管理伝票等を整備しておけば問題はないものと思われます。

アドバイス

使途秘匿金については、前記のキーワードに記載したようにその定義が法律で明確になっています。一方いわゆる使途不明金については、具体的な定義はなく、法人税基本通達において「法人が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでないもの」と記載されているのみです。これは「その支出の目的・金額または事実が明確に立証できないもの」と解されていて、単に支払先が不明というだけでは該当しません。つまり、使途不明金が単純に損金不算入というわけではないのです。同様に使途秘匿金についても対価性が認められるものについては適用していません。

会社の経費として領収書がない時に経費に計上できる

かどうか迷うケースが多いのではないかと思います。上記のQ&Aをご紹介させていただきました。

「判断のポイント」で紹介いたしましたように、「領収書がないことで経費に計上することができないわけではなく、帳簿に正しい相手方の氏名等を帳簿に記載していることが必要」となっておりますので、経理の責任者は、領収書がなく経費計上する場合には、その経費を使った方に「相手方の氏名等」を出金伝票等に記載していただくようにいたしましょう。

【参考文献】

- ・新日本法規出版（株）発行 「わかりやすい損金処理判断の手引 ①」



（写真は、戸津井鍾乳洞の蜂の巣岩です）

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

行政手続き関連

日経新聞に「税・社会保険書類不要に 企業、クラウドにデータ 官民の生産性向上 起業もしやすく」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は2021年度を目標に企業による税・社会保険料関連の書類の作成や提出を不要にする検討に入った。源泉徴収に必要な税務書類など従業員に関連する書類が対象。

・企業が従業員に関連する膨大な行政書類を作成し、提出してきた従来の手続きを転換する。法人税や消費税など企業自身の納税に関する書類は今回の改革には含まない。

・企業がクラウドにあげるのは給与や扶養親族、マイナンバー、年末調整に要る情報など。安全面などの要件を満たした政府認定のクラウド事業者を対象にする。

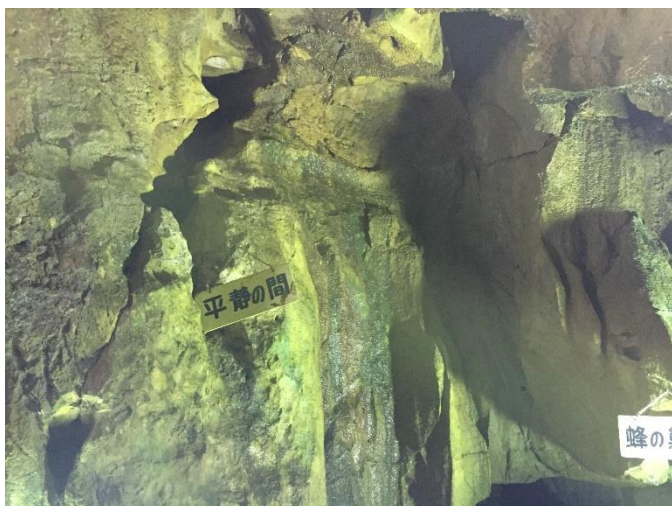
・日本の企業の行政手続きの煩雑さは先進国の中でも突出している。それが日本の企業の競争力をそいだり、海外企業が日本での法人づくりを敬遠したりする要因になってきた。

・書類の作成・提出が無くなれば、企業の負担は大幅に削減できる。行政側も書類の保管などのコストが減る利点がある。

・政府関係者は「経済界全体で1兆円近い事務手続きコストがなくなる可能性がある」と期待する。政府は企業の様々な行政手続きを効率化する。税・保険料の書類作成・提出をなくす取り組みは一連の改革の柱でもある。

などと書かれておりました。

*これまで事業者は、税務署、市区町村、日本年金機構などに書類を作成して提出しており、その作成に時間をとられておりましたが、それがクラウドにデータをアップするだけで済むようになるのならかなり事務時間の節約になります。ただクラウドからデータが盗まれないような仕組みをお願いしたいと思います。



(写真は、戸津井鍾乳洞の平静の間です)

相続税関連

日経新聞に「改正民法が成立 相続分野で配偶者優遇」、
「相続分野の改正民法成立」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・民法の相続分野の規定を約40年ぶりに見直す改正民法など関連法が参院本会議で可決、成立した。
- ・残された配偶者が自身が亡くなるまで今の住居に住める配偶者居住権を新設する。遺産分割で配偶者を優遇する規定も設ける。高齢化に対応し、配偶者が住まいや生活資金を確保しやすくする。
- ・婚姻期間20年以上の夫婦であれば、住居を生前贈与するか遺産で贈与の意思を示せば住居を遺産分割の対象から外す優遇措置も設ける。高齢になった配偶者が生活に困らないようにする。
- ・亡くなった被相続人の親族で相続対象でない人でも、介護や看病に貢献した場合は相続人に金銭を請求できる仕組みもつくる。
- ・相続トラブルを避けるため、生前に書く「自筆証書遺言」を法務局に預けられる制度を創設するための法も可決、成立した。
- ・遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出されると、遺言書の存在が相続人などに通知される仕組みもつくる。

などと書かれておりました。

*2020年7月までに順次施工するとのことです。相続税申告に影響してきますので、何がいつから施工されるのか気を付けておかないといけません。

4 小麦について考える その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「小麦がアレルギー症状の原因になっている」ことについての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・何百ものさまざまな遺伝子変化を加えたにもかかわらず、人体への影響に関する疑問は一つも提示されずに世界中に食品として供給されているのです。
- ・品種改良という遺伝子操作により、小麦に含まれるタンパク質のグルテンの構造は大幅に変化しました。
- ・**グルテンには大きな問題がありました。実はこの品種改良を経て生成されるグルテンに含まれるグリアジンには、小腸の壁の結合組織を壊す作用があると言われているのです。**
- ・**壁が壊れた小腸からは、アミノ酸レベルにまで分解されなかった未消化のタンパク質や細菌、ウイルスなどが侵入します。免疫システムはそれを異物と見なし、体を守ろうとします。これによって起こるのがアトピー性皮膚炎や喘息、鼻炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギーです。**

などと書かれておりました。

小麦に含まれるタンパク質のグルテンに小腸の壁の結合組織を壊す作用があり、その作用のせいでアトピー性皮膚炎などのアレルギー反応が出てくるといのは、非常に驚きました。

スーパーやコンビニに小麦を使った食品が多いので、日本人にもアトピー性皮膚炎のようなアレルギー症状を発症している方が多いのは、上記の内容からなんとなくわかるような気がします。

私も自然治癒力を高める治療を定期的に受けて花粉症の症状はかなり治まっていますが、まだ完治はしていないので、自宅で食事をする時には小麦が含まれていない食材を食べるようにしています。

アレルギー症状を発症されている方は、小麦製品を食べるのを減らしてみても、体調の変化を観察してみられてはいかがでしょうか。

来月は、「グルテン中毒」に関しての情報をお伝えできればと考えています。

【参考文献】

- ・小麦は食べるな！ 著者 Dr.ウイリアム・デイビス
訳 白澤卓二 発行所 日本文芸社

- ・知らない怖いグルテンの話。砂糖よりも血糖値をあげる「品種改良という名の遺伝子操作された小麦」があなたに及ぼす影響とは IN YOU – Journal for the Macrobiotique – (Webより)

5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真は、先月私が和歌山県由良町の戸津井鍾乳洞に行った際に撮影したものです。

和歌山県が出身地ではありますが、和歌山県に鍾乳洞があることを最近まで知りませんでした。それで気になって行って来たわけですが、行くまでの道がとても細く対向車が来たらどちらか一方の車が退避スペースまでバックしてすれ違わないといけないような道を進んでいかないと戸津井鍾乳洞に辿り着きません。和歌山出身ですと山道の狭い道を運転することも多いので、大丈夫でしたが、細い道を運転する自信がない方にはあまりお勧めできるドライブコースではないかもしれません。



上の写真は、戸津井鍾乳洞の入り口から太平洋を撮影したものです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。